

第4回一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム

○日時 令和4年11月28日（月）10：00～12：00

○場所 オンライン開催

○出席者 （50音順、敬称略）

構成員

石綿 はる美

大浦 俊哉

河島 貴子

佐藤 康憲

中村 みどり

西村 実

橋本 和明

橋本 佳子

浜田 真樹

薬師寺 順子

吉田 恒雄

オブザーバー

向井宣人（最高裁判所事務総局家庭局 第二課長）

佐藤 隆幸（法務省民事局 参事官）

古谷 真良（法務省民事局 民事法制企画官）

事務局

藤原朋子（子ども家庭局長）

野村知司（大臣官房審議官（子ども家庭、少子化、児童虐待防止担当））

羽野嘉朗（子ども家庭局虐待防止対策推進室長）

○議題

（1）一時保護状請求手続について

（2）当事者からのヒアリング

○議事要旨

- 前半では、議事（１）一時保護状請求手続について、事務局から資料説明の後、出席者による意見交換が行われた。主な意見は以下のとおり。

【親権を行う者等に対する説明、同意の確認、意見の取扱い等について】

- ・ 一時保護状請求にあたっては、当事者に対する説明に加え、その記録を残しておくということが非常に重要ではないか。
- ・ 警察の捜査が入っている場合など、親権を行う者等に対し一時保護の理由を具体的に説明することが難しい場合もある。一時保護の時点において児童相談所がどの程度説明を行うべきかについて整理すべきではないか。
- ・ 親権を行う者等に対して行うべき説明事項等は全国的に統一すべきではないか。
- ・ 口頭で同意を確認することとした場合、同意をした・していないで後から認識が食い違うことも想定される。
- ・ 親権を行う者等が同意したかどうかが明確となるように、同意の有無は書面で確認すべきではないか。
- ・ 親権を行う者等に対する同意の確認方法としては書面が望ましいと思われるが、保護者と親権を行う者等が異なる場合や親権を行う者等が遠方にいる場合等、一時保護開始から７日以内に書面で同意を確認することが困難な事案もある。そのような場合には口頭同意も可能とすべきではないか。
- ・ 一時保護時の司法審査において、本来的には、親権を行う者等が直接裁判官に意見を伝達することは想定されていないことを踏まえて運用を検討するべきではないか。
- ・ 一時保護状の事前請求が想定される場合は非常に限られるのではないか。

【子どもの意見・意向等について】

- ・ 親権を行う者等に対する説明と並び、一時保護に際して子どもに対し、誰が、いつ、どのような説明をするかについて整理すべきではないか。一時保護により、まずもって子どもが権利制約を受けることを念頭に置くべきである。
- ・ 子どもが一時保護に納得していない場合、その意見を何らかの形で裁判官に伝えることができるよう配慮すべきではないか。
- ・ 「権利擁護スタートアップマニュアル作成に関する調査研究」と本実務者作業チームの検討事項との関係等を整理すべきである。
- ・ 意見を言うことができない乳幼児や、一時保護開始から７日という短い期間では本当の気持ちを言うことができない子どももいる。そういった子どもに接してきた関係機関や児童相談所の所見等は司法審査においてどのように扱われるのかを整理すべきではないか。

- 後半では、議事（２）当事者からのヒアリングとして、「SBS/AHT を考える家族の会」

菅家英昭氏より一時保護状請求手続に関し資料に沿って説明が行われ、その後出席者との間で質疑応答がなされた。主な内容は以下のとおり。

【菅家氏のご説明】

- ・ 改正後児童福祉法で導入された一時保護時の司法審査では、裁判官が子どもと保護者から直接意見を聞く機会や不服申立てをする機会すら設けられず、手続保障が確保されていないので、今からでも法改正をお願いしたい。
- ・ 一時保護に際し親権を行う者等に対し説明する事項に関して、詳細な見通しや説明が難しいケースがあり得ることも理解はするが、親権を行う者等が反論するために、一時保護に至った理由や根拠等を十分かつ具体的に説明することが不可欠である。アンケート（資料2-2）においても、一時保護の理由、期間、今後の見通しが曖昧であるなど、児童相談所から十分な説明を受けていないとの意見が73.8%を占めた。
- ・ 一時保護に対する親権を行う者等の同意は、書面で取得すべきである。親権を行う者等が遠隔地にいるなど書面での同意が困難な場合もあるかもしれないが、仮に口頭同意を例外的に認めるとしても、その条件は具体的かつ明確に定めるべきである。また、同意を求める際には、不同意にしたことをもって、面会や親子分離の期間、その他の対応で一切の不利益扱いは受けない旨を書面及び口頭で伝えるべきである。アンケートでも、一時保護の延長又は施設入所の同意を求められた保護者のうち76.9%が児童相談所から不利益等をほのめかされたことがあると回答している。
- ・ 親権を行う者等の意見を裁判官に伝達する手法等について、アンケートでは93.8%の保護者が児童相談所の記録には保護者等の主張が正確に反映されていないと回答していることを踏まえ、基本的には親権を行う者等が作成した意見書等をそのまま裁判官に提供する形とすべきである。また、その方法（媒体）は動画や音声記録を含めて制限を設けず、封書での提供も可能とすべきである。なお、親権を行う者等から児童相談所への意見書等の提供期限についても、意見を短期間にまとめることは極めて困難であるから、「一時保護開始から7日以内まで」とすべきである。
- ・ 一時保護状請求手続の論点ではないが、一時保護の要件については、従来行われている一時保護の中にも適切ではない一時保護があることを前提に議論をすべきである。本作業チーム第3回の資料2「内閣府令で定める場合のイメージ」⑤の要件は余りに曖昧かつ広範すぎるのではないか。
- ・ 一時保護状の事前請求について、改正後児童福祉法では原則事後請求が想定されていると思うが、事前請求が第一に求められるケースがあると考える。事前請求が求められるケースを具体化してガイドライン等に落とし込むべきである。
- ・ 一時保護の時点で司法審査が導入される趣旨に立ち返って議論を進めてもらいたい。
- ・ 子ども自身が「なぜ一時保護されたのか」と不服を感じているケース、子どもの

意見が違った意味で解釈されているケース等もあるので、本作業チームでの検討に当たっては、不当に一時保護をされたと考える子どもの話も是非聞いてもらいたい。

【出席者との質疑応答】

- ・ 一時保護の違法性等を主張するために、保護者が弁護士に依頼(相談)するのは金銭的負担が大きく、時間もかかる。そうしたことから、弁護士に相談する保護者はかなり限られているのが実情である。
- ・ 一時保護の見通しについて、親権を行う者等に対する説明はまずなされていないので、説明してもらいたいと思う。また、児童相談所から、一時保護に同意しなければ親子分離が長引くと言われたり、そのようにほのめかされることには問題があると感じている。
- ・ 親権を行う者等が同意についての意見を動画等で説明することができれば伝わりやすいのではないかと思う。
- ・ 同意の確認方法に関しては、同意したことをきちんと記録に残しておきたいという意味でも、一度持ち帰ってできれば弁護士や保健師等に相談するなどして冷静に判断したいという意味でも、書面で確認するのを原則とすべきである。
- ・ 一時保護の開始時点で、親権を行う者等が相談を希望すれば弁護士を案内するような仕組みがあればよいと思う。

以上